導入促進基本計画

１．先端設備等導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

野辺地町の人口は、令和２年国勢調査では、12,374人（男5,776人、女6,598人）で、昭和50年の17,994人と比べると、約31％の減少となっている。一世帯当たり人員数は、昭和50年から一貫して減少を続けており、核家族化の傾向を示している。また、令和２年における年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）が8.9％、生産年齢人口（15～64歳）が53.0％、高齢者人口（65歳以上）が38.1％となっており、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が進んでいる。

就業人口は、5,951人で、総人口の48.1％を占めている。産業別就業人口の内訳は、第１次産業が444人（就業人口の7.5％）、第２次産業が1,526人（同25.6％）、第３次産業が3,903人（同65.6％）となっており、第３次産業を中心とした産業構造となっている。

産業構造別の就業人数は、第１次産業は長期的に減少傾向、第２、第３次産業は平成12年をピークに減少に転じており、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う景気低迷や不安定な国際情勢に関連した物価高騰などの影響による地域経済の活力低下とともに、人口減少と少子高齢化の加速化が懸念されている。

（２）目標

中小企業等経営強化法第49条第１項に基づく導入促進基本計画（以下、「導入促進計画」という。）を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、経済発展していくことを目指す。これを実現するため、計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第52条第１項に基づく先端設備等導入計画（以下、「先端設備等導入計画」という。）を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２．先端設備等の種類

野辺地町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３．先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

野辺地町の産業は、野辺地町中心部、陸奥湾沿岸、農村地域等と広域に立地しており、農林水産業、製造業、サービス業等、様々な業種・事業によって成り立っている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

野辺地町の産業は、農林水産業、製造業　サービス業等と多岐に渡り多様な業種が町の経済、雇用を支えていることから、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進等と多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率３％以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用の創出に結びつくことが少なく、町内産業への波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

４．計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

２年間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５．先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（３）町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。